令和元年　　月　　日

九州運輸局長　殿

住　　所
氏名又は名称　　印
代　表　者　名

一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金変更認可申請書
一般乗用旅客自動車運送事業の運賃変更届出書

今般、一般乗用旅客自動車運送事業の運賃を下記のとおり変更したいので、道路運送法第9条の3及び同法施行規則第10条の3の規定により申請し、併せて、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法第16条の4第1項の規定により届出します。

1. 申請者の氏名又は名称及び住所
　住　　所
　氏名又は名称
　代　表　者　名

2. 事業の種別
　一般乗用旅客自動車運送事業

3. 運賃を適用する営業区域
　○○交通圏

4. 変更しようとする運賃及び料金の種類・額及び適用方法
　別紙のとおり
　※適用方法は別添の現行の運賃認可書及び適用方（写し）のとおり

5. 申請理由
　○○ブロックの運賃改定に伴う新運賃適用のため

（新）公定幅運賃表

車種	種別	適用運賃	距離制運賃		時間制運賃(30分)	時間距離併用制運賃
			初乗運賃	加算運賃		
特定大型車	上限運賃		1.5km 700円	244m 90円	2,750円	1 分 30 秒 90円
	B		1.5km 690円	248m 90円	2,710円	1 分 30 秒 90円
	下限運賃		1.5km 680円	252m 90円	2,670円	1 分 35 秒 90円
大型車	上限運賃		1.5km 650円	256m 90円	2,650円	1 分 35 秒 90円
	B		1.5km 640円	260m 90円	2,610円	1 分 35 秒 90円
	下限運賃		1.5km 630円	264m 90円	2,570円	1 分 40 秒 90円
中型車	上限運賃		1.5km 620円	267m 80円	2,290円	1 分 40 秒 80円
	B		1.5km 610円	272m 80円	2,250円	1 分 40 秒 80円
	下限運賃		1.5km 600円	276m 80円	2,220円	1 分 40 秒 80円
小型車	上限運賃		1.5km 590円	345m 80円	1,830円	2 分 5 秒 80円
	B		1.5km 580円	351m 80円	1,800円	2 分 10 秒 80円
	下限運賃		1.5km 570円	358m 80円	1,780円	2 分 10 秒 80円

（新）運賃及び料金並びに適用方

1．自動車の種類は、次のとおりとする。

特定大型車　道路運送車両法施行規則第2条に定める普通自動車又は小型自動車のうち乗車定員7名以上のもの。ただし、内燃機関を有しない自動車を除く。

大型車　道路運送車両法施行規則第2条に定める普通自動車のうち排気量2リットル（ディーゼル機関を除く。）を超えるもので乗車定員6名以下のもの。

中型車　道路運送車両法施行規則第2条に定める普通自動車（ハイブリッド自動車においては排気量2．5リットル、内燃機関を有する自動車においては排気量2リットル（ディーゼル機関を除く。）以下のもの）のうち乗車定員6名以下のもの。
同条に定める小型自動車のうち乗車定員が6名以下のもの（車種区分が小型車になるものを除く。）。
ただし、ハイブリッド自動車（排気量2リットル（ディーゼル機関を除く。）以下のもの。）又は内燃機関を有しない自動車において同条に定める普通自動車のうちで、小型車となるものを除く。

小型車　道路運送車両法施行規則第2条に定める小型自動車のうち自動車の長さが4．6メートル以下で、かつ、乗車定員5名以下のもの。
ただし、ハイブリッド自動車（排気量2リットル（ディーゼル機関を除く。）以下のもの。）又は内燃機関を有しない自動車において同条に定める普通自動車のうちで、自動車の長さが4．6メートル以下(ベース車両が4．6メートル以下であり、その派生車が環境性能、車両価格及び大きさが同程度のものであるものを含む。)、かつ、乗車定員5名以下のものを含む。
同条に定める軽自動車（検査対象軽自動車に限る）で、かつ内燃機関を有しないもの。

備考
① 車種区分については、新型自動車として届出された諸元を基準とする。ただし特殊バンパー（衝撃吸収バンパー等）を装着した自動車にあっては、標準バンパーを装着した車両の長さにより、車種区分を決定する。
② ディーゼル機関を搭載した自動車については、同一仕様（外寸・内装等）のガソリン車の車種区分を適用する。
③ ハイブリッド自動車とは、内燃機関及び駆動用の電動機又は油圧モーターを有する自動車をいう。
④ 二輪自動車（側車付二輪自動車を含む）を除く。

2. 料金

待料金

特定大型車	分	秒ごとに	円
大型車	分	秒ごとに	円
中型車	分	秒ごとに	円
小型車	分	秒ごとに	円

迎車回送料金	迎車回送距離が2.0キロメートルを超える場合は、発車地点から2.0キロメートルの地点を距離制運賃の起算点とする。 ただし、2.0キロメートル未満の回送料は収受しない。

3. 運賃及び料金の割増

深夜早朝割増	22時から5時まで	2 割増

4. 運賃及び料金の割引

公共的割引

身体障害者割引	1 割引
知的障害者割引	1 割引
精神障害者割引	1 割引
高齢者割引	1 割引
運転免許証返納割引	1 割引

遠距離割引

特定大型車	円（一定の額）を超える部分に付き	割引
大型車	円（一定の額）を超える部分に付き	割引
中型車	円（一定の額）を超える部分に付き	割引
小型車	円（一定の額）を超える部分に付き	割引

営業的割引

クーポン券割引	0.5 割引
ポイントカード割引	
利用回数割引	
プリペイドカード割引	
主催者旅行割引	割引
その他割引1	
その他割引2	
その他割引3	

5. 適用方

別添の現行運賃の運賃認可書及び適用方（写し）のとおり。ただし、自動車の種類の項目は除く。

（旧）公定幅運賃表

車種	種別	適用運賃	距離制運賃		時間制運賃(30分)	時間距離併用制運賃
			初乗運賃	加算運賃		
特定大型車	上限運賃		1.5km 690円	248m 90円	2,700円	1 分 30 秒 90円
	B		1.5km 680円	252m 90円	2,660円	1 分 35 秒 90円
	下限運賃		1.5km 670円	255m 90円	2,620円	1 分 35 秒 90円
大型車	上限運賃		1.5km 640円	260m 90円	2,600円	1 分 35 秒 90円
	B		1.5km 630円	264m 90円	2,560円	1 分 35 秒 90円
	下限運賃		1.5km 620円	268m 90円	2,520円	1 分 40 秒 90円
中型車	上限運賃		1.5km 610円	272m 80円	2,250円	1 分 40 秒 80円
	B		1.5km 600円	277m 80円	2,210円	1 分 40 秒 80円
	下限運賃		1.5km 590円	281m 80円	2,180円	1 分 45 秒 80円
小型車	上限運賃		1.5km 580円	351m 80円	1,800円	2 分 10 秒 80円
	B		1.5km 570円	357m 80円	1,770円	2 分 10 秒 80円
	下限運賃		1.5km 560円	364m 80円	1,750円	2 分 15 秒 80円

（旧）運賃及び料金並びに適用方

1．自動車の種類は、別添の現行運賃の認可書及び適用方（写し）のとおり。

2．料金

待料金

特定大型車	分	秒 ごとに	円
大型車	分	秒 ごとに	円
中型車	分	秒 ごとに	円
小型車	分	秒 ごとに	円

迎車回送料金　迎車回送距離が2.0キロメートルを超える場合は、発車地点から2.0キロメートルの地点を距離制運賃の起算点とする。
ただし、2.0キロメートル未満の回送料は収受しない。

3. 運賃及び料金の割増

深 夜 早 朝 割 増　22時から5時まで	2 割増

4. 運賃及び料金の割引

公共的割引

身体障害者割引	1 割引
知的障害者割引	1 割引
精神障害者割引	1 割引
高 齢 者 割 引	1 割引
運転免許証返納割引	1 割引

遠距離割引

特 定 大 型 車	円（一定の額)を超える部分に付き	割引
大　　型　　車	円（一定の額)を超える部分に付き	割引
中　　型　　車	円（一定の額)を超える部分に付き	割引
小　　型　　車	円（一定の額)を超える部分に付き	割引

営業的割引

クーポン券割引	0.5 割引
ポイントカード割引	
利 用 回 数 割 引	
プリペイドカード割引	
主催者旅行割引	割引
そ の 他 割 引 1	
そ の 他 割 引 2	
そ の 他 割 引 3	

5. 適用方

別添の現行運賃の運賃認可書及び適用方（写し）のとおり。